

第二十二回国会 建設委員會議録 第二十二号

昭和三十年六月十四日(火曜日)

午前十一時二十九分開議

出席委員

委員長 内海 安吉君

理事 荻野 豊平君 理事 高木 松吉君

理事 山口 好一君 理事 瀬戸山三男君

理事 西村 力弥君 理事 今村 等君

伊東 隆治君 大高 康治君

薩摩 雄次君 志賀健次郎君

田中 彰治君 中山 榮一君

廣瀬 正雄君 松澤 雄藏君

久野 忠治君 仲川房次郎君

二階堂 進君 小松 幹君

三鍋 義三君 中島 巖君

松尾トシ子君 石野 久男君

出席國務大臣 竹山祐太郎君

出席政府委員 藤枝 泉介君

建設政務次官 今井 耕君

建設事務官 石破 二郎君

(大臣官房長官) 米田 正次君

(建設技官) 米田 正次君

委員外の出席者 専門員 西畑 正倫君

専門員 田中 義一君

六月十日

委員有馬輝武君辞任につき、その補

欠として赤路友藏君が議長の名目で

委員に選任された。

六月十日

積雪寒冷地帯の公共事業関係予算に

関する請願(愛知縣一君紹介)(第二

第一類第十二号 建設委員會議録第二十号 昭和三十年六月十四日

本日(一三五号)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

水防法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二六号)

○内海委員長 これより會議を開きます。

水防法の一部を改正する法律案を議題とし、前会に引き続き質疑を行います。西村君。

○西村(力)委員 この間資料をお願いしたのであります。これは、このほかにロボットの雨量観測施設というものがあつたと思ふのですが、この調査はできていないのですか。

○米田政府委員 このほかに、現在政府としてやっておりますのは、気象台の關係のものがあつた。これは資料はできておりますので、今日印刷に間に合いませんでしたけれども、すぐ差し上げます。

○西村(力)委員 それではこの資料は、この法案が通つたあとでもう一度ございませうから、ちよいだいしたいと思ひます。

○内海委員長 米田河川局長より、竣工せる多目的ダムのロボット観測所の問題について御説明があるようであります。

○米田政府委員 せんだつての委員会で御要求のありました観測所一覽表を

差し上げたのですが、これは実は建設省で設置したものだけを書いてござい

ます。このほかに、中央氣象台で全国に設置してあるものがあります。これは雨量だけの観測施設でござい

ます。それはあとすぐお届けいたします。ここで言つておりますロボット観測所

というのは、実は俗語でございまして、正式には遠隔操作装置という方が

正確でございまして。遠いところで、上流で降つた雨の量及び上流の川の水位

が、ダムの地点に早く到達する施設でございまして。これは雨が降りますと、

一ミリふえることに、自動的に電話線を伝わりまして、それがダムの地点ま

で来る施設でございまして。これが一般に建設省でとつておる現在の方法でござ

います。しかし、ごく最近の新しいものとしては、木曾川の水系の丸山ダムでは、

電線を引かないで、その観測施設に無電装置をいたしまして、それで一ミリ

ごとに短波が出てくるようにいたしました。ダムの地点でそれを受けて、磁

氣的にペンでその水位を書いていくようになっております。そういう施設が

ございまして、これは日本ではまだ初めての試みでございまして、今後これ

が成功いたしますと、非常に発達を遂げ、普及をされると思つております。従

来の、たとえば猿ヶ石のような施設は、これはアメリカ式のものでありま

して、アメリカから輸入した機械でございまして、ごく最近の丸山のダム

の施設は無電になつておつて、非常に

精度もよい國産でございまして。これを今後は普及したい考えを持っており

ます。そういうわけでございまして、一口にロボット無電装置と言いますけれども、途中は電話線で来るものと無電

で来るものと二通りございまして。そういう区分けをこの表ではしてござい

ます。いずれにしても、無人で、人がだれも観測施設につかないで、ある定

点まで通報をしていくという施設でございまして。建設省では、お手元に差し上

げましたように、水位観測所が有線、無線合せまして十四、雨量観測所が

十、そういう数字になつております。以上でござい

○内海委員長 大臣がお見えになりましたので、水防法の一部を改正する法律案について、通告順により発言を許

します。小林幹君。

○小林委員 大臣にお尋ねしますが、先般、河川局長には一応お伺ひしたのであります。しかし、事務的な範圍の御答弁でありました。これ以上は、あ

るいは政治的な線もなくしては解決できないのではないかと思ひます。という

のは、中心点は、水防法は、災害補償とか水防警報の問題等を含めて、一本

でやつております。ところが、水防組織は、末端の方へいくと水防組織に

つかつておる。もちろん、水防組合等がございまして、水防団とはつきり銘

を打つて出ておりますが、全体として消防団に属しておる。ところが、消防

団組織というものは、消防組織法で、

はつきりと全国的に中央から地方、末端に至るまで確立しているわけであり

ます。水防法の場合は、横合いから入つて、末端で両方に利用されて

いる。その末端が一本化になることはい

はいいのです。ところが上の方が、水防の方ははつきり組織立っている、水

防の方は建設大臣がこれをやるという程度のところ、あとははつきりして

いない。ところが、実際の被害の状況を見たときに、全国的に、一府県を

あげて火災になつたという例はまだまだない。水防の場合は、一県はおろか、全

九州にわたつてあちらの河川もこちらの河川も水害のつぼにたたま

れる。海では高潮、あつたのダム、この池ははんらんして、池の土手はくず

れるという状態になつたときは、まさにこれは火災現場以上の混乱を呈する

と思ふのです。そういうところから考へたときに、はつきり各県にわたつて

の水防網というか、水防組織というものを、平生からちつと確立しておか

なければならぬ。今までは、何か事が起ると、そらつというわけで、災害

対策本部を設ける、国会の衆参両院に災害特別委員会を設ける、いわゆるど

ろほうを見てなをなうような格好であつた。それで、やはり水防組織とい

うものを、特に日本の場合においては、はつきりしておく必要があるのじ

やないか。消防においては、国家消防本部というものがあつて、それぞれの

關係者が寄つて、定時にそういう問題について、科学的にも、組織的にも、

復旧の上からも検討を加えておるが、とく、水防においても、それを完全にやらなければならぬのじやないかと、いう段階がきておると私は考える。そういうところから考えると、この水防法の一部改正は、このことのみは反対ではございません、このことは賛成であります、それよりまだ積極的なものを持つてゐるのではないかと、このことを大臣にお聞きするとともに、最近水害期に入りまして、自衛隊を加えて警察庁、海上保安庁、消防、水防管理団体、それから気象台も加えて、打つて一丸とした水害対策本部をこしらえて、実験段階に入ろうというところを聞きました。なるほど、時期が来たら、そういうことを思ひつぎはつたりで大臣はやられておるのかどうか。あるいは警察庁がイニシアをとりつてやっておるのかどうか。おそらく私は警察庁がこの場合はイニシアをとりつてやっているのじやないかと思う。あるいは大臣がイニシアをとりつてやるならば、やはり思ひつぎ、あるいは梅雨になつたからという当て込みでそういうことをやるか。はつきり國家水防本部というものを建設省内にこしらえて、大臣なり、あるいはそれに關係する者、河川局長ももちろんですが、氣象台の關係者、あるいは自衛隊の關係者、あるいは鐵道、運輸に關係する者、こういういろいろ貫した水防対策というものが常駐ひしやつとできておつたならば、何も梅雨に入つたからというわけで、あわてて水防対策を作らないでもいいのじやないかと考えますがゆえに、そういうことは現実に今どういうふうによられておるか。やら

れていることはいいのですが、もしやられてゐるとすれば、どういふところでイニシアをとつて、自衛隊あたりをどういふ格好で動かして水防対策を研究しておるのか。以上二点のことを、これは法案に直接といふよりも、政治的に將來この水防法の改正の下討論にもなると思ひますので、そういう意味でお伺ひしたい。

○竹山國務大臣 実はお話のようなことをわれわれは進めていくために、今回の水防法の改正をお願いいたしました。今切な措置を講じて参りたい。なお、しかし長い歴史のある消防団のようなものではないかと思ひますが、私はこの法案を基礎としたしまして、お話のやうな水防団体の整備をすみやかに進めて、十分この法案の期待する効果を上げたといふ考えであります。

第二点については、いろいろ個々の問題で、それぞれ計画を地方的にいたしておりますが、なお必要とあらば、河川局長からお答えいたします。

○小松委員 大臣は、その方には御と不勉強のうちに感じますが、わかつていただければいいので、答弁はその程度でいいでしょうか、実は大臣も水防の實際、あるいは組織法の實際といふものを、まだはつきりおつかみになつていないから、ああいうおどろきな答弁に接したのであらうと思ふのです。河川局長は、今の東京なりあるいは利根川水系でやられてゐる、自衛隊まで動かす、警察庁あたりが一緒になつてやるという、そういうことを具体的に知つ

てゐるならば伺ひたい。

○米田政府委員 實際活動につきましては、一般的な現在の活動方針は、水防計画のもとに府県及び指定管理団体が中心になつて、それぞれ水防協議会といふものを持つておりました、それが雨季になりますと自動的に活動いたしております。そこで、從來は市町村が固有の事務としてこれが活動の母体となつておりましたが、主管大臣としては、これに指示をしたりする権限が何もうたれておりませんで、ただ、そこで、今のお話のように、地方だけにまかせておくということでは適当でない、今後大きい水防活動を全国的に展開していく必要があるというために、今回の改正で大臣の指示権、勧告権といふものを規定したわけでございます。そこで今後の行き方として、全國的に見た必要な勧告、指示という制度をとつて活用をしていきたい、こういう考え方をしております。

もちろん、これには關係のものを全部含めた形で協力も求め、意見も求めて、間違ひのない水防の指導をやつていきたい、こういうような考え方を一般的にはしております。

そこで、なお具体的な問題といたしましては、たとえば利根川の例をとりますと、利根川については、かねてから建設省、中央氣象台、都道府県、それから關係の有識者等を含めた水防協議会といふものを作つております。これが雨季前から準備態勢に入りまして、これも水防計画の定めるところによつて活動をいたすように、万全の策を打ち合せしながら進んでおります。この法律の中にもございしますが、指定管理団体は水防訓練をしなければ

ならないという一項目がございします。これらの観点から、利根川については、近々いよいよ水防演習を実施する予定でございます。これには、自衛隊等も要請をいたしております。というのは、実は自衛隊については、災害復旧の応援はもちろんでありますが、水防についての応援もすることになりまして、建設省と自衛隊との協定ができております。水防關係については、協力をすると、そういう協定の線から、今度は自衛隊にも水防活動の演習に協力を願うという予定になつております。

つてのセクションというか、あるいは責任者といふものがついておらない限りは、大臣だけが日本國中の水防の責任を一人とる、あとは府県まかせといふことになる。そういう水防の、いわゆる組織立たないところの責任だけを大臣に持たせるやうな水防組織といふものは、片手落ちであり、これは水防組織のほんとうにちんばなものである。水防法ができたときには、ほんの河川を利用する水防の態勢であつた、そうして河川修理と、暴風雨になつたときに堤防が切れぬ程度の水防組織で満足してゐる。ところが、累次にわたる台風害から、全地域にわたつた水防といふものは、河川も、あるいはダムも、砂防も、高潮も、堤防もといふ多角形的な水防組織を研究せねばならぬ段階になつたから、これはといふわけで、地方団体から上に吹き通つて大臣にまで責任がきたといふならば、その大臣の責任を満足させ、しかも責任を遂行させるためには、水防國家組織といふものが確立せねば、私は、私ができるものではないかと思ふ。だれの命令で訓練があつて、だれがけをしたかといふことになつた場合には、あやふやなもんだ。そういうことで國家補償をしていこうという、そういうことは、私は、國家補償はいい。いいけれども、そういうあやふやな、ただ単に水防の責任は大臣にありますといふこととだけで、國家補償、災害補償といふものを積み上げていこうという考え方は、非常に未熟であると思ふ。少くともこの段階までくれば、建設省に國家水防本部なり組織なりを——それは新たな人員を要するといふわけでは

ないで、河川局長をもつて水防

本部の部長なり、兼任なら兼任でいい。何かを置いて、常任という水防の研究をし、あるいは自衛隊と連絡をとる、あるいは警察庁なりあるいは運輸大臣とも連絡をとらなければならぬ。しかも、水害になったときは、この河川が閉鎖されたならばこの鉄道を通過してこういうふうな輸送する、この川が閉鎖されてこの橋が落ちたら、輸送は全部こちです。そのときにはどういう組織をもって貨物の運送はこちやうやる、こちやういふゆる多角形的な研究なりを、もう組織立つてやらなければならぬ。そのとき、そのときの鼻薬みたいな対策で——協議会というものが、一体それなんです。私はそういう意味から、もう少し——今度は、今さらそうできないとすれば、仕方がない。近い将来にもう一回水防組織というものを根本的に考え直して、大臣が水防組織の責任者である。少くとも大臣は、ただ建設大臣の職だけでなく、日本国中の、北は北海道から南は九州の果てまでの水防の責任者であるという前提のもとに、水防組織をはっきりさせていなければ、私は今後の水防活動というものは全面的に成長をしない、こちやういふような考え方にあつたわけでありませう。この点について、大臣の御所見と申しますか、考え方を伺いたい。

○竹山國務大臣 実は私の申しようが足りなかつたのでありますが、今、河川局長の申し上げたのは、現在までの状況を御報告を申し上げたわけでありまして、この法案の御決定をいただければ、今御注意を受けたような線につきまして、万般の努力をいたして整備をいたす考えております。もちろん、省内に

おきまして、現在の機構においてなお一そう検討を要する点は、御注意の点はよく守りますが、私は、今御注意のような点を予想して今回の法案を提出をいたしたようなわけで、今後におきましても、これをますます完備いたすことにやぶさかではありませぬ、そういう点に最善の努力をいたすつもりであります。

○小松委員 それでは建設大臣と防衛庁のいわゆる訓練動員ですか、あるいは警戒動員というものの協定といひますか、どういふ格好で自衛隊の線を動かすのか、その見立てをちよつと伺いたい。

○竹山國務大臣 これは私も防衛庁長官とはよく話をしておりますし、事務的な連絡もいたしておりますから、何ら突は支障になるような問題はございません。具体的にそれぞれの地方的に計画を立てて進むつもりであります。

○小松委員 その打ち合せは済んだと思うのですけれども、今までの自衛隊の動き方というのは、頼まれたから動く。何らか自衛隊の人数取りについていこうというやうな格好で動いておられるけれども、それが警防団とか水防団とかあるいは消防団との権限の範囲とか、そういうところが末端に行くと混線してくるのです。そうして消防団が警戒の手を引いてくるわけですか。自衛隊が入つてくれば、それにまかせてしまふ、そうして警防団に自衛隊が使われるか、警防団が使われるか、どつちかになる。そうすると、いなかのほ

おかむりをしたおじさんや消防団の人から自衛隊があつちに行け、こちに行けと使われておる。それはまあそれでもいい。そういうことの指揮系統と

いうものがはつきりしていないから、末端の警防団が動かしたり、自衛隊が入り込んだときの態勢というものがあやふやであるために、いいときにはいいんですけれども、何かかつちりしたものが出てこないわけですね。その辺はどういうことになっておるのか、ただ雇われたからというて、どきどきに加勢するやうな程度かどうか。

○米田政府委員 自衛隊との協定については、建設省と自衛隊とが、水防及び災害についての出動に関する協定をいたしておりますが、生命財産の保護の見地から水防の出動を要請いたしまして、自衛隊は、自衛隊法第八十三条の規定で災害派遣がなされる、こちやう建前になっております。そうして自衛隊は要請に応じて出動してくるのでございませうが、指揮命令としては、現地では水防管理者、いわゆる市町村長あるいは市町村の水害予防組合の組合長、管理者、そういう人がいわゆる現地の最高指揮権を持つておりまして、派遣されてきた自衛隊員は、事実上市町村長の指揮下に入るのでございませう。それで指揮の命令系統は、そこではつきりしておると思ひます。ただ知事等は、緊急のときにこれの指導、指揮をするにはできませんが、建前としては、緊急事態でございませうので、市町村長がすべて命令権を持つておることになつております。

○小松委員 まだいろいろありますけれども、これで一応私の質問を終ります。

○内海委員長 中山榮一君に申し上げますが、あなたが要求されました大蔵政務次官は、ただいま参議院において、秘密会に出席せられて答弁中なそ

うでございませう。どうしますか。

○中山(榮)委員 一つごろ来られませうか。

○内海委員長 それはわかりませぬ。もう討論、採決に入りたいと思つたので、もしあれでししたら、建設大臣がお見えになっておりますから——あなたはお望みのやうでしたね。

○中山(榮)委員 ええ、要望です。だけれどもありましたら……

○西村(力)委員 関連して。ただいま小松委員の質問に対して大臣は、水防団を現在の消防団のやうな組織にして今後をやつていきたい、かやうな御答弁でございませうが、この前河川局長の意見としては、水防は時期的なものであつて、これを恒常的な消防団のやうな工合に組織づけるといふことに對しては異論がある、こちやういふ答弁であつたのでございませう。恒常的な消防組織と同じやうな工合にするといふことは、水防団をどんな組織にしていくのか、私としては、その構想の概略だけでも今お聞かせ願へば仕合せだと思つたわけですが。

○竹山國務大臣 私の申し上げた意味は、この水防法に予期するやうな水防計画が迅速にできますやうな機構、組織の整備をいたしたいといふことでありまして、地方の事情に沿つて進めて参りたいと思つております。

額所得者は入れないといふことであらうと私は申し上げておつたわけでございます。本年の二月総理府で調査した調査表の都市別全世帯平均一月消費支出金額調べといふのを見ますと、全都市にしましては家賃地代、これは二・〇％しか支出していない。東京都にしますと、消費支出総額が二万二千八百四十円、家賃地代には四百十六円しか支出していない、こちやういふことになつておる。横浜市では支出総額が二万六千八百八十円、家賃地代には三百九十五円しか支出していない。東京都ではそのパーセンテージは一・八％ですが、横浜では一・九％、こちやういふやうに出ておるのです。これが勤労者の生活の実態である、こちやういふ資料は示しておるものだと思つたのです。それでありますので、家賃を一〇％に踏んで住宅を建てることは、決して勤労者を対象とした住宅建設ではないといふ結論が、こちやういふ具体的な資料からどうしても出てくるのではないかと、かように考えられるわけですが。住宅公団の住宅建設は、勤労者を対象とするのだと大臣はる説明せられ、それを強調せられておるわけでございますけれども、こちやういふ資料の前において、大臣は御意見をいささか変更なさる余地はないものかどうか、やはり住宅公団といふものが一般勤労者を対象にするのだ、かやうにお考えですか。

○内海委員長 西村さん、せつかくのところですが、今水防法をやつておりましたので、ちょうど大蔵政務次官が見えまして、中山さんから御質問があることになつておりますから、しばらくあとの機会にやつていただきたいと思います。

○西村(力)委員 これはそれ一点ですから、答弁を願いたい。あとはやめます。

○竹山國務大臣 家賃の問題については、いろいろ御意見もあるかと思ひますが、今われわれとしては、現在のなし得る最低の努力をいたして、なるべく安い家賃に持つていこうとしておりますので、御意見等は十分に今後も検討をいたすつもりであります。

○内海委員長 中山榮一君。なるべく簡単にお願いいたします。

○中山(榮)委員 それではきわめて簡単に御要望申し上げておきたいと思ひます。

水防法の改正ですが、水防法の改正につきましても、建設当局が非常な熱意を持つておやりになったことを、私はよく知っております。面目を改めて、大へんいい水防法になりましたことを喜んで非常に敬意を表しておるものであります。ただわれわれから申しますと、これで完全だということには言えないのでございます。それは水防団体です。五千の水防団体が、水防のときには一斉に出まして、風水害と戦つて、最小限度に災害を食いとめておるのでございますが、何にいたしましても、水防団体そのものの力というものは、これが非常に貧弱なものであります。水防の合理化、科学化、機械化というものが、どうも完成しない。水防態勢の完備を急いでおるのでございますが、そういうわけで力がなないのでございます。それを国が見ていただかないと、いつも竹やり戦術で水防しておる。これでは困るのであります。これはやはり国土の防衛でありますから、国土防衛の意味をもつて、国

がその水防団体の費用の一部を当然負担すべきものとわれわれは思つております。そしてまた、これを出していただきませんと、この水防態勢の完備が期せられない。そうすると、完全水防ができない、こういうことになるのでございまして、今度の改正法にも、こういうことをぜひつけ加えていただくたつたのでございまして。

もう一つは、犠牲者に対する補償、これは当該水防団体、それから水防団体のないところは市町村でこれをまかなえということがあります。これを法律化したことは、一つの進歩でござい

ますが、これはやはり国土防衛の点から申しまして、国が補償をしていただかなければいけないと思つております。こういうことを水防団体におきましては強く要望をいたしておつたのでござい

ますが、今回の改正法案にはこれが載つておりません。これは非常に残念なことではございません。

簡単に言へという御要求でござい

○藤枝政府委員 水防の必要性については、お言葉の通りであります。ことに器材整備並びに水防による犠牲者に対する補償の問題等につきまして、十分考慮いたしたのであります。報告というように制度を設けていただくことによつて、一応国の気持も表わしたつもりであります。ただ、水防の必要性から考えまして、将来どうするかという御要望を兼ねてのお尋ねでございまして、その点につきましても、財政ともならみ合せて十分研究いたしたいと思つておる次第でござい

ます。

○内海委員長 他に御質疑はありませ

んか。

○西村(力)委員 運輸省所轄のロボット雨量計、水位計設置状況一覧表をいただきましたが、これは二十九年年度末だけでございまして、この範囲は関東の利根川、那珂川、これ以外はほとんど関西、中国、四国、九州、こういうことになっておりますが、この施設は全国的な将来の計画を持つ必要があると思つております。この計画について、本年度の計画におありでございませうか。それと、もう一つは、将来年次のこれ

を全国的に整備していくという計画があつたら、お知らせ願ひたいと思ひます。

○米田政府委員 今お手元に配りましたものは、二十九年年度末現在における各河川の雨量計のロボット施設でござい

ますが、これは気象台が実施をして

いるものが大部分でございまして、河川局関係としましては、予算をいたした

けれども、この点が話し合いがつかず

に、求年度実施をしようということに

なりまして、この水防法の改正によりまして、これを建設省と中央気象台と共同してやるという建前で、来年度から実施するつもりでそういう計画をいたした。本年度は一般の普通の水位計、雨量計を設置いたしました。ロボット式のものは来年度から実施しようというところになっております。

○石野委員 大臣にお尋ねしますが、先ほど中山委員から要望のありました件についての、水防に関する資料関係及び機械関係に対しての問題は、この改正法案の中では一つも触れられていないし、今大蔵関係からの案では、予算的措置を考へたいということではござ

いまして、水防法の改正についての大臣のこの問題に対する考え方と、早急にどういふふうな処置をしようかというところについての所見を、この際聞かせてもらひたい。

○竹山國務大臣 これは臨時的に起る問題でありますから、そのつと考える性質のものもあります。また一般的に年次の予算に計上するものもありま

すので、法律の建前を基礎にして今後進めて参りたいと、話し合ひは進め

ても最善の努力をいたすつもりであります。

その点についての意見を大臣に伺ひたい。

○竹山國務大臣 できるだけのこと

はいたしてはいるつもりでござい

ますが、どこが十全かというところは

なかなか、自然が相手のことでござい

ますから、私もきわめて満足だと申すこ

とはできないかもしれませんが、でき

るだけのことはいたしてはいるつもりで

ございまして。

○内海委員長 ほかに御質疑はござい

ませんか。別にないようですか。本

案に賛意を表します。

しかしながら、その賛成というものは、改正案に盛り込まれているところの防水法の幾分の前進を見たからでございして、現在の防水法並びに現在政府が用意しているところの改正案は、いまだ未熟なる防水、不完全なる防水態勢の法律案でありまして、このことは、現在の日本の防水という高度な科学的な立体的な防水計画に対して、真に建設的な建設大臣、これに關連する者が御認識が乏しい。かるがゆえに、同じ防水法の改正を提示しても、かようなこその防水改正法しか提示できない。というところ、防水の概念のつかみ方の狭さと、その熱意の欠如とを見るわけでありまして、その例をあげれば、防水組織というものが明確に確立していないことがある。防水組織は、消防組織以上に拡大し、科学化した組織化されなければ、現在の日本の防水活動というものは不可能に近い。屢次の台風被害を顧みたと同時に、その場限りの水害対策を糊塗して、災害復旧災害復旧という名のものと、多くの資材と財力を投じていることを考えたときに、事前に防水をするという態勢が一日も早く確立しない限りは、これはさいの川原の小石積みであって、幾ら言うても日本の災害復旧というものは成り立たない。このことを考えるならば、一日も早い防水態勢の確立が先決である。そのためには、防水組織の確立、そうして科学的に一切のものを結集して防水態勢を築けるために、金の動員をはかるということが大事であると思ひます。そのためには、現在作られつつある自衛隊なるものを高度に活用して、自衛隊がこの防水活

動の前面に出てくることもまた必要であるとは痛感するものであります。そのことが、やがて自衛隊を、軍國自衛隊でなくして、治山治水あるいは災害防除のためのいわゆるほんとうの国土防衛隊の前進になり、歩み寄りになると考えるがゆえであります。

さらに、先ほどからも他の委員から説明されたように、防水の器材がほしい、その器材を集めるために金がほしいという要望が多々ございします。しかしながら、法律が不完備であり、態勢ができていないところに、どうして予算が盛られるか。今の防水活動に予算を盛られるのは、今度初めて災害対策とさらに費用の補助が出た程度であつて、根拠とする補助の法律がないのである。態勢が整っていないところに金を持つてきてくれる道理がないとするならば、資材の金をくれ、防水の金はいしという前に、国家防水態勢というものをはつきり確立して、責任の範囲とその仕事の量と、何をなさんとするかという、その科学的な検討をした後に、初めてそれに伴うところの予算なり、資材なりというものが多く投入されてしかるべきだと考えるならば、今後政府はこの防水活動の態勢強化に全面的な努力をして、一日も早く災害なき国家を確立することを、私は強く要望したいのであります。このことにおいて、責任ある防水態勢の強化、それに伴う科学的検討、それに伴う国家予算の投入等を条件に付して、この防水法の一部を改正する法律案に賛成いたします。政府は、私の要望するところ、警告するところを十二分に聞いて、次の国会等、あるいは今国会でもかまいませんが、おそらく米国会等に

は、積極的にこの防水活動の態勢強化と予算の増額とを提示することをさらに要望して、討論を終ります。(拍手)

○内海委員長 次に中島議員。

○中島(豊)委員 私は日本社会党を代表いたしまして、防水法の一部を改正する法律案に賛成をいたします。

未だに防止するために、防水小屋であるとか、あるいはじゃかごであるとかいうものに対しては、一部補助を講ずる措置をこの法案の中に盛り込まねばならないと、かように痛感するのであります。本法案は、旧法より一歩前進いたしてはおりますけれども、災害予防に對するところの、すなわち防災に對するところの考え方が基本的におくれておるといふような、かような感じがいたしますので、政府は一段と万全の御研究を願ひまして、次期国会には実態に即するような法案を提出されんことを希望いたします。本法案に賛成いたしますのでございします。(拍手)

また防水法の改正に當つて、先ほど来各委員からも指摘されておるやうに、この法律案は、この防水に對する資材あるいは資金等、そういう面での対策が非常に不備であります。むしろ防水を、人海戰術において防ぎとめようとする全く幼稚な観点に立つた改正であります。こういうような改正は、決して本質的なこの法律の改正にならないといふことを指摘しなければいけないといふやうに存じます。政府は、累年にわたるところの災害によく心していただいて、そうして防水に對する考え方についても、もっと科学的に、もっと組織的な面での充実がはかれるようにしていただければいいなと思ひます。私どもは、そういう観点に立ちまして、この法案に不備な点があることを十分承知しながらも、なお現在の法律よりも一歩前進しておるというこの観点に立つて、この防水法に關する一部改正案に對して、賛成の意を表するものであります。

○内海委員長 これにて討論は終結いたしました。

防水法の一部を改正する法律案につきまして採決いたします。本案を原案の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(議員起立)

第二といひまして、防災の立場による災害予防であります。この点は、私かつて長く奥会土木委員長などをしておりました体験から考えまして、普通の災害におきましては、わずかのじゃかごの準備があるために、数百万もしくは数千万を要するやうな災害の防御ができた例がたゞさんあるものであります。従ひまして、政府は予算措置を講じまして、そしてこれらの大災害を

その理由をいたしましては旧防水法より、今回政府が提案されました防水法の一部を改正する法律案は、一歩前進しておるといふことでありますが、ただし、考えてみますと、年々の災害は非常に莫大なるものでありまして、従ひまして、この防災をいかにするかと云うことが、非常に重要な問題だと思つては明瞭になっておりますけれども、災害対策と災害予防の二つの方法によつてにならねばならぬ、かように私考えるのであります。従ひまして、災害対策の面におきましては、先ほどより各委員から要望がございましたやうに、保安隊などを大規模に動員するやうな組織が必要ではないかと考え、従ひまして、本法案は絶えず一歩前進せねばならぬといふやうに感ずるのであります。

○石野委員 私は労働党を代表いたします。この法案に賛成をいたします。この法案が、現在の防水法よりも、部分的ではあります、前進しておるといふ意味において、賛成するのでございします。しかしながら、防水の問題は、ひとり防水法だけでその目的を達せられるものではないので、当然これは治山治水の問題や、あるいはすでに行われておる災害対策等に對する手当との関連の中で、防水法が完璧を期されなければならぬのだと思ひます。しかるに、政府の本年度の予算等における措置を見ますと、治山治水等に對する経費はむしろ減つてゐる。また災害対策についても、それだけ積極的な打ち出しが出ていない。従つて、この法律案の意図は、幾らかのよ

うやうやな法案を提示される前に、少くともそのもとに帰つた治山治水、あるいはまた災害復旧等に對するものと積極的な態度が、政府の中からこの方面に對する誠意として出てくることを、より一そう期待したいのでございします。が、そういう点に欠点があるといふことを指摘しなければならぬと思ひます。

また防水法の改正に當つて、先ほど来各委員からも指摘されておるやうに、この法律案は、この防水に對する資材あるいは資金等、そういう面での対策が非常に不備であります。むしろ防水を、人海戰術において防ぎとめようとする全く幼稚な観点に立つた改正であります。こういうような改正は、決して本質的なこの法律の改正にならないといふことを指摘しなければいけないといふやうに存じます。政府は、累年にわたるところの災害によく心していただいて、そうして防水に對する考え方についても、もっと科学的に、もっと組織的な面での充実がはかれるようにしていただければいいなと思ひます。私どもは、そういう観点に立ちまして、この法案に不備な点があることを十分承知しながらも、なお現在の法律よりも一歩前進しておるというこの観点に立つて、この防水法に關する一部改正案に對して、賛成の意を表するものであります。

○内海委員長 これにて討論は終結いたしました。

防水法の一部を改正する法律案につきまして採決いたします。本案を原案の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(議員起立)

○内海委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。本案に関する委員会の報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内海委員長 御異議なしと認め、さように取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。次会は公報をもってお知らせいたします。

午後零時二十九分散会

〔参照〕

水防法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕